

東京都出産応援事業の実施について

1 概要

(1) 目的

コロナ禍において子どもを産み育てる家庭を応援・後押しするため、10万円分の育児用品・子育て支援サービス等を提供する。

(2) 実施主体

東京都

(3) 対象家庭

以下のいずれかに該当する方

①令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に都内で出産し、出生日及び令和3年4月1日に都内に住民票がある世帯

②令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に都内で出産し、出生日に都内に住民票がある世帯

(4) 事業内容

対象家庭には出生時に新生児の住民票があった自治体等からギフトカード（ID・PW）を送付する。受領者は専用サイトへアクセスし、IDとPWを登録の上、掲載されている商品から希望する品を申し込む。

2 区の役割（事務委託契約を締結）

対象家庭の抽出事務からID・PW入り封筒の送付まで

3 区の送付予定

原則、出生月の翌月下旬までに、郵送により送付する。（初回送付は5月下旬、1～4月に出生した新生児のいる対象家庭562件に送付予定）